

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け、同月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店に所属し、木道やデッキ等の設計・工事に係る営業の業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、出張先で顧客と打合せ中、突然、ろれつが回らなくなり、D医療機関に搬送され、「脳梗塞」と診断された。
- 3 本件は、請求人が同人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の各請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病については、E医師の○年○月○日付け意見書及びF医師の同年○月○日付け意見書において、いずれの医師も、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断し、その発症時期は○年○月○日と述べている。両医師の意見は、医学的資料等を踏まえ、本件疾病の発症の経緯等について総合的に検討したものであり、当審査会としても、本件疾病の発症経緯等からみて、同意見は妥当であると判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

ア 請求人の労働時間

請求人の労働時間について、監督署長は、○年○月○日を本件疾病の発症日として、同日から起算しているが、上記(1)に説示のとおり、本件疾病の発症日は同月○日であり、同日から起算すべきであることから、当審査会においても、審査官が決定書(略)において認定した労働時間集計表（以下「労働時間集計表」という。）が妥当であると判断する。

イ 異常な出来事について

発症直前から前日までの間に遭遇した出来事について、請求人は、○年○月○日の出張の際、大雪のため飛行機の到着が1時間遅れ、遅れを取り戻すため、午前11時のアポイントに何とか間に合わせようとして、午前11時50分頃に客先に到着したなどと申述しているが、本件疾病の発症時刻は、同日午後10時頃と認められるところ、発症前日は在宅勤務であり、発症当日は雪のため空港への到着が1時間遅れたものの、当日予定された業務はさほどの支障もなく実施され、午後6時30分頃宿泊先のホテルにチェックイ

ンしていたと認められることから、当審査会としても、決定書理由（略）に説示のとおり、発症当日及び前日の出来事は、「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常事態」、「緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常事態」のいずれにも該当しないものと判断する。

なお、請求人は、○年○月○日に自らが撮影した写真を提出し、同日の走行について、幹線道路では前に除雪車が走っていたが、走行直後瞬く間に真っ白になっていた、かなりの勾配、ヘアピンカーブが続く道路であった、多少の雪道は経験していたが、時間に追われ、恐怖を覚える運転であったなどと主張しているが、上記写真を見ても、冬季山間部の昼間の走行で積雪によるスリップ等の危険が予測されたとはいえるものの、特段のトラブルの発生もなく、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等を強いられるほど過酷なものであったとは考えられないことから、「突発的又は予測困難な異常事態」とはいえず、請求人の上記主張は認められない。

ウ 短期間の過重業務について

労働時間集計表のとおり、本件疾病発症前1週間に休日が2日あり、時間外労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、発症前おおむね1週間において、特に過重な業務は認められないものと判断する。

エ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における請求人の労働時間の状況は、労働時間集計表のとおり、時間外労働は認められず、脳・血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められないものと判断する。

(3) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることができない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。